

強者の戦略

【はじめに】

先週末、大学入試センター試験が終わりました。受験生のみなさん、結果はいかがでしたか？思い通りの結果だった人もいれば、そうでない人などさまざまだと思います。しかし、いつまでも結果を引きずってはいけません、合格を勝ち取ることは難しいです。気持ちを切り替えて、2月末の国公立大学2次試験に向けて、出願大学を決めて、十分な時間をとって対策をするようにしてください。特に、東京大学や京都大学などは2次試験の配点が大きいので、逆転のチャンスはあります。センター試験の結果が良かった人も、余韻に浸るのではなく、残された時間で対策をしっかりとるように。

話は変わりますが、東京都知事選挙が2月9日に行われます。当初、本命と目されていた舛添氏でしたが、細川元首相の出馬表明で、混沌としてきました。細川元首相は小泉元首相と連携し、脱原発を公約に掲げた選挙戦を展開します。2005年、小泉元首相が郵政民営化を争点にした衆議院総選挙のように、ワンイシュー選挙に持ち込む感じですが。この背景には、昨年、小泉元首相が安倍首相に対し、「脱原発を表明すれば国民は君を支持するだろう」と促したにもかかわらず、原発再稼働の方針を変えなかったことへの対抗措置のように見えます。果たして、結果や如何に！

ちなみに、今年のセンター試験政治・経済の第3問問6（倫理、政治・経済は第5問問6）で今回の解説に関する内容が出題されていました。あと1週間早ければと悔やみます。

それでは、解答・解説にいけます。

【解答例】

株式会社は本来、出資者である株主のものである。また、企業には従業員や顧客、取引先など多くの利害関係者が存在する。企業は株主や利害関係者の意思や利益を反映した、健全で効率的な経営を行う義務がある。このような経営を実現させるためのしく

みとして、重視されているのがコーポレートガバナンスである。具体的には、社外取締役の採用である。社外取締役を採用することで、会社の利害と無関係の外部の視点から経営を監視することができる。次に、株主総会の機能を強化することである。例えば、複数企業の株主のために開催日を分散させることや、株主総会を休日に開催することである。これにより、株主が株主総会に参加するだけでなく、意見や考えを述べることができ、取締役や監査役の選出も決めることができる。また、取締役や従業員が、コンプライアンスを徹底することである。利潤を追求するあまり、法律違反をしないようにすることが必要である。（397字）

【解説】

1. 消費者問題の歴史

消費者問題は、最近になって起こったわけではありません。中学の歴史や公民で習ったと思いますが、戦後、特に高度経済成長期に多発し、例えば、森永ヒ素ミルク事件、サリドマイド事件、カネミ油症事件など、大量生産・大量消費を背景に発生しました。

1968年、消費者保護基本法が制定され、規制が強化されました。

その後、大きな問題はありませんでした。2000年代に入り、再び消費者問題が起こります。例えば、雪印食品偽装問題、狂牛病（BSE）問題、国産牛偽装問題、自動車欠陥隠し問題、耐震強度偽装問題、中国冷凍餃子中毒事件、汚染米転売問題などです。特に、食品に関する問題が多く発生しました。そのため、政府は消費者問題を一元的に扱うため消費者庁を設置しました。

それでも、予想問題でも書いたように、メニューの誤表記や冷凍食品の農薬混入など、後が絶ちません。

2. コーポレートガバナンス

こうした消費者問題に対応するため、企業もコー

強者の戦略

ポレートガバナンスを強化しています。そこで、模範解答でも触れたことについて見ていきます。

①社外取締役

社外取締役は、株式会社の取締役であって、現在及び過去において、当該株式会社またはその子会社の代表取締役・業務執行取締役もしくは執行役または支配人その他の使用人ではない者をいいます。社外取締役を採用している企業は、トヨタ自動車、ソニー、オリンパスなどがあります。

また、社外取締役について、2013年11月29日、政府はコーポレートガバナンスを強化するための会社法改正案を閣議決定しました。焦点となった上場企業への社外取締役の設置義務付けは財界の反発もあり見送られました。しかし、附則には法施行の2年後に、義務付けを改めて検討することが盛り込まれました。

②株主総会

上場企業は決算日が3月末日、株主総会が6月に集中しています。株主総会の時期が6月に集中するのは、上場企業が多くの場合、基準日というものを3月末日にしているためです。会社法には、基準日を定めた場合、株主総会は基準日から3か月以内に開かなければならないという規定があります。そのため、株主総会が集中するのです。実際には、基準日をいつにしても問題ありません。しかし、決算日から3か月以内に株主総会を行うのは税金の問題があるためです（説明は割愛します）。

そのため、株主総会の開催日が集中しないようにと言われていますが、集中日はなくなっておりません。これでは、株主の意見など活発な質疑がなく、形骸化しています。

③コンプライアンス

コンプライアンスは、その意味に「法令遵守」も含まれますが、法令だけに留まらず、社内規程・マニュアル・企業倫理・社会貢献の遵守、さらに企業

リスクを回避するために、どのようなルールを設定して行くか・どのように運用して行くかを考え、その環境の整備までを含んでいるからです。また、コンプライアンスの原点として、「公正・適切な企業活動を通じ社会貢献を行う」という思想があります。特に、上場企業や企業ブランドを売りものにする企業は、他の企業模範となるべく、積極的に法令や条例以上の企業倫理・社会貢献を遵守し、「常識が法である」という行動が求められているのです。

④企業の社会的責任（CSR）

今回の模範解答には書きませんでした。近年、経済のグローバル化、情報化、消費者意識の変化等に伴い、企業の社会的責任をより広い視野から捉えなおすことが重要であると認識されています。

代表的なものとして、フィランソロピーやメセナがあります。これは公民でも扱いますが、フィランソロピーは英語で、博愛、慈善を意味しますが、現代ではより広く個人や団体が、教育、研究、医療、福祉、環境保全、芸術などのために寄付金を拠出したり、ボランティアの奉仕活動をしたりする非営利の社会貢献活動のことをいいます。日本ではこれを民間公益活動と訳しています。次に、メセナは芸術文化支援を意味するフランス語です。日本では、「日仏文化サミット88～文化と企業」を契機に企業メセナ協議会が1990年に発足した際、「即効的な販売促進・広告宣伝効果を求めるのではなく、社会貢献の一環として行う芸術文化支援」という意味で「メセナ」という言葉を導入し、一般に知られるようになりました。その後、マスコミなどを通じてこの言葉が広まる過程で「企業が行う社会貢献活動」といった広義の解釈で使用されることも増えました。

3. 最後に

コーポレートガバナンスをいくら強化しても、問題がなくなるのは、企業のなかに「法律に違反しなければ何をしてもよい」、「分からなければ何を

強者の戦略

してもよい」という考えがあるためです。これでは、法律で規制や罰則を強化しても、問題の解決にはなりません。今後、ますます企業のあり方が問われるようになるでしょう。